

中野区子ども・子育て支援事業計画 (第3期)の概要について

目次

1	計画の基本的な考え方	
	(1)子ども・子育て支援事業計画とは……	3
	(2)計画の位置づけ……	4
2	中野区の状況	
	(1)区の人口と世帯数の推移……	5
	(2)区の出生数と合計特殊出生率……	6
	(3)区における女性の就業状況……	7
3	需要見込みと確保方策	
	(1)子ども・子育て支援制度の概要……	8
	(2)教育・保育の需要見込みと確保方策……	9
	(3)主な地域子ども・子育て支援事業……	10
4	計画の推進……	14

▼計画素案の全文について、
詳しくは区HPご覧ください



1 計画の基本的な考え方 (1)子ども・子育て支援事業計画とは

○子ども・子育て支援法により、平成27年度から各区市町村で策定が義務づけられている

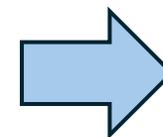
▶【子ども・子育て支援法】

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

○幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、現在の利用状況や今後の利用希望※などを踏まえた「量の見込み」、「提供体制の確保の内容」（需要見込みと確保方策）及び「実施時期」等を定める計画

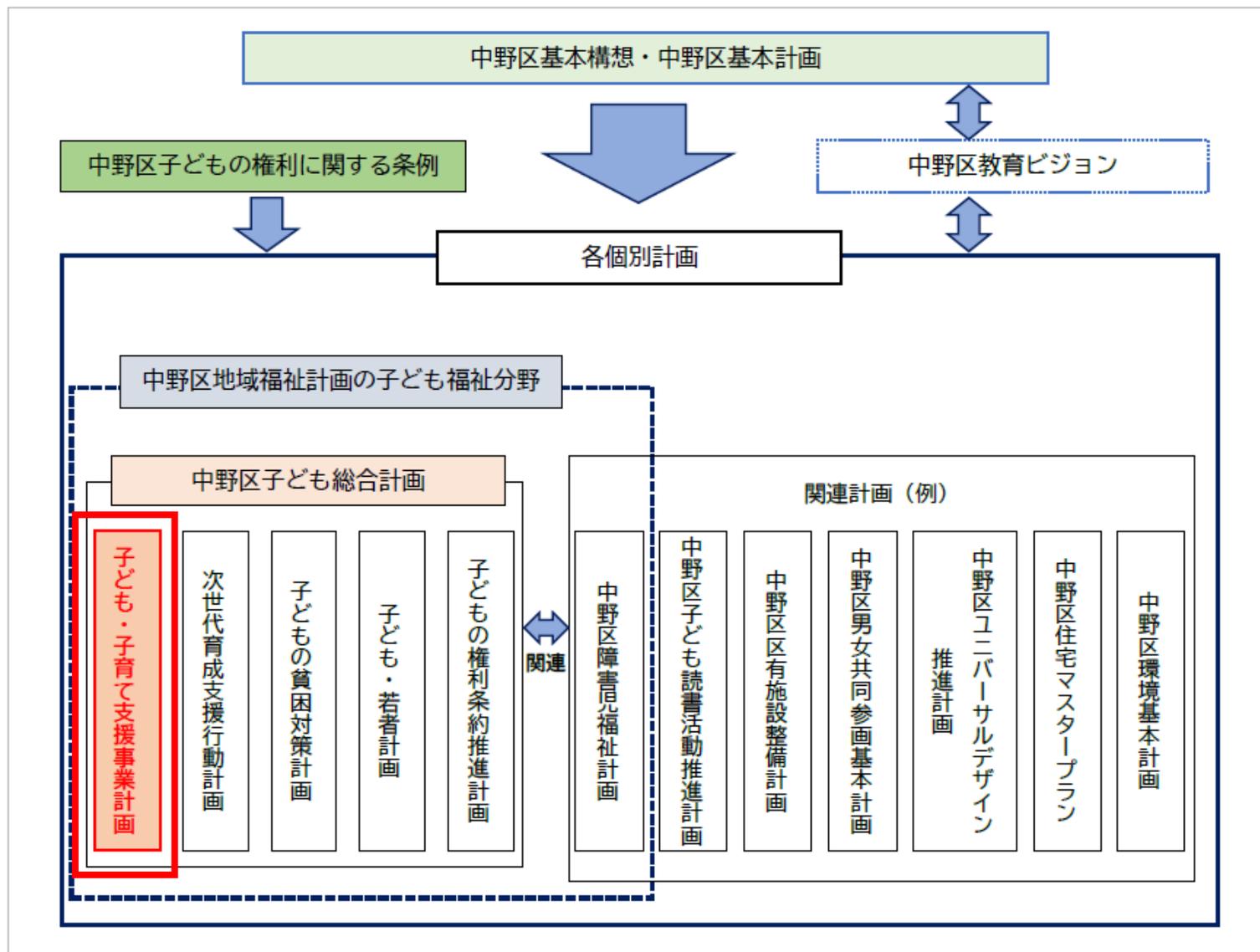
○計画期間は5年間で、必要に応じて中間年に見直しを行う

※令和5年9月～10月にかけて、子ども・子育てアンケートを実施しました。
調査結果については、右記のQRコードをお読み取りください



▶ 計画「第1節 計画の基本的な考え方」の内容を抜粋しています。

1 計画の基本的な考え方 (2)計画の位置づけ



令和5年3月に策定した「中野区子ども総合計画※」の第4章「子ども・子育て支援事業計画(第2期)中間の見直し」について、子ども・子育て支援法に基づく基本方針を踏まえ、改定するものです。

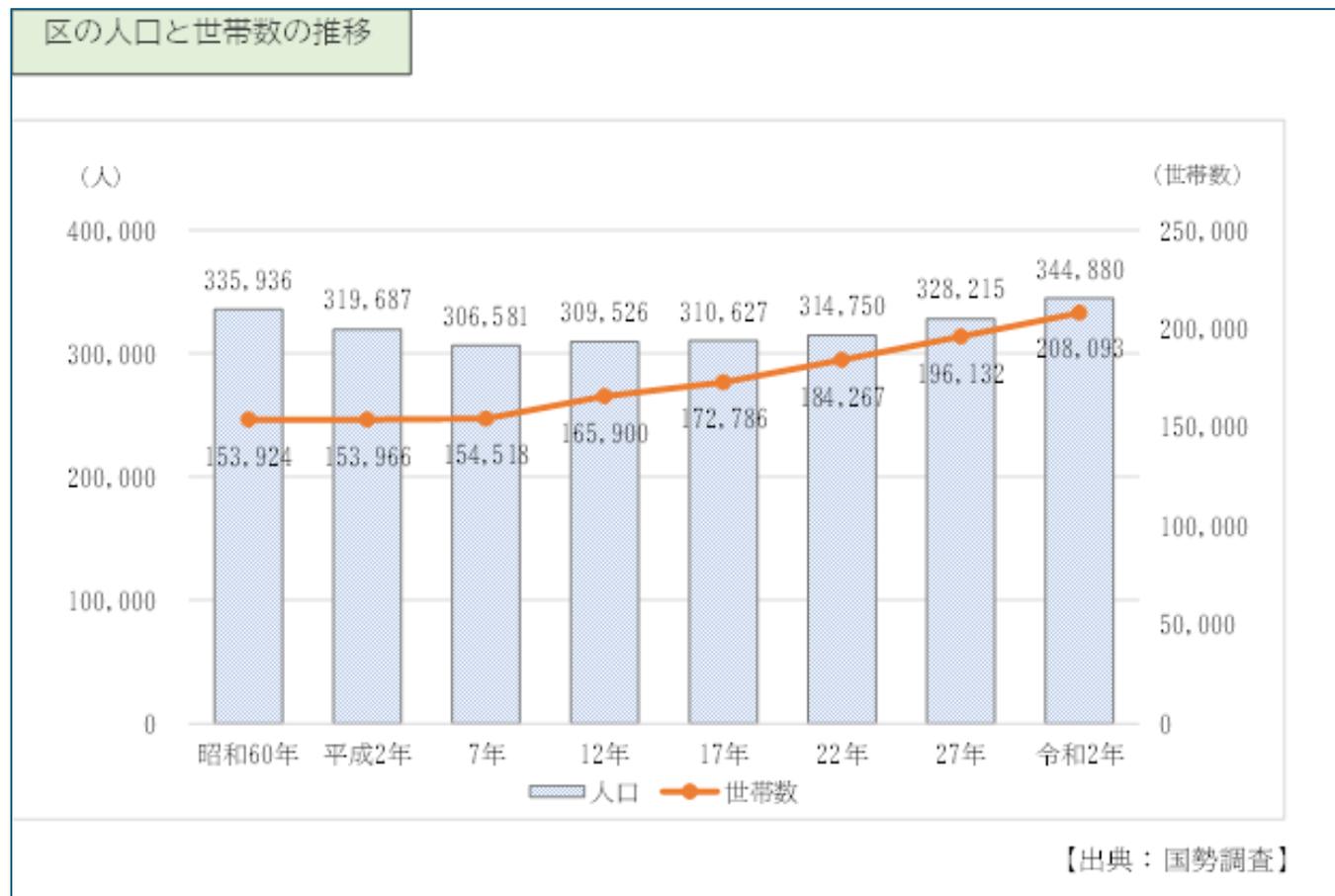
※「中野区子ども総合計画」については、[以下QRコードをお読み取りください。](#)



2 中野区の状況 (1) 区の人口と世帯数の推移

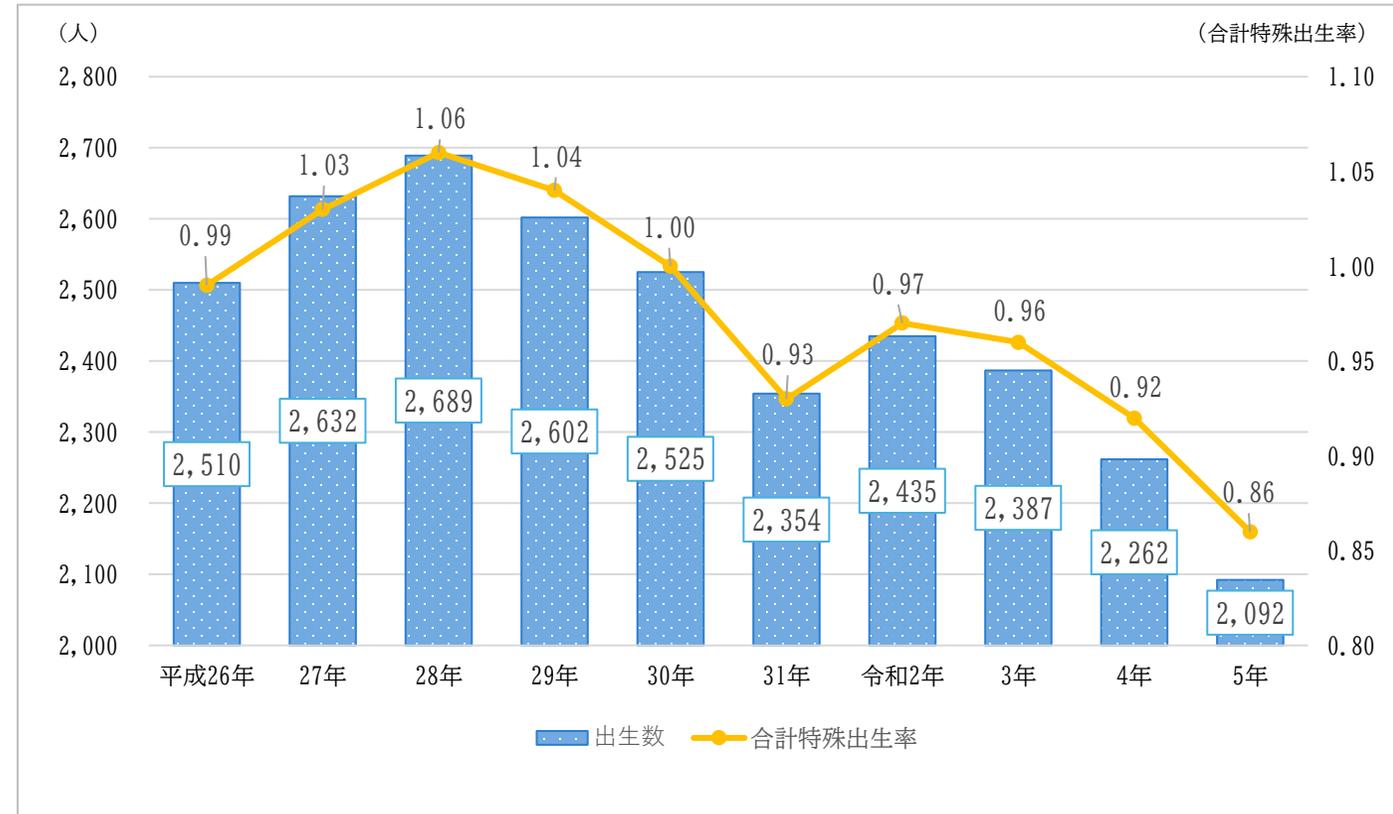
区の人口は、平成7年に306,581人まで減少しましたが、以降増加傾向となり、令和2年には344,880人となっています。

世帯数については、平成7年までほぼ横ばいで推移していましたが、以降増加傾向に転じ、令和2年には208,093世帯となっています。



2 中野区の状況 (2) 区の出生数と合計特殊出生率

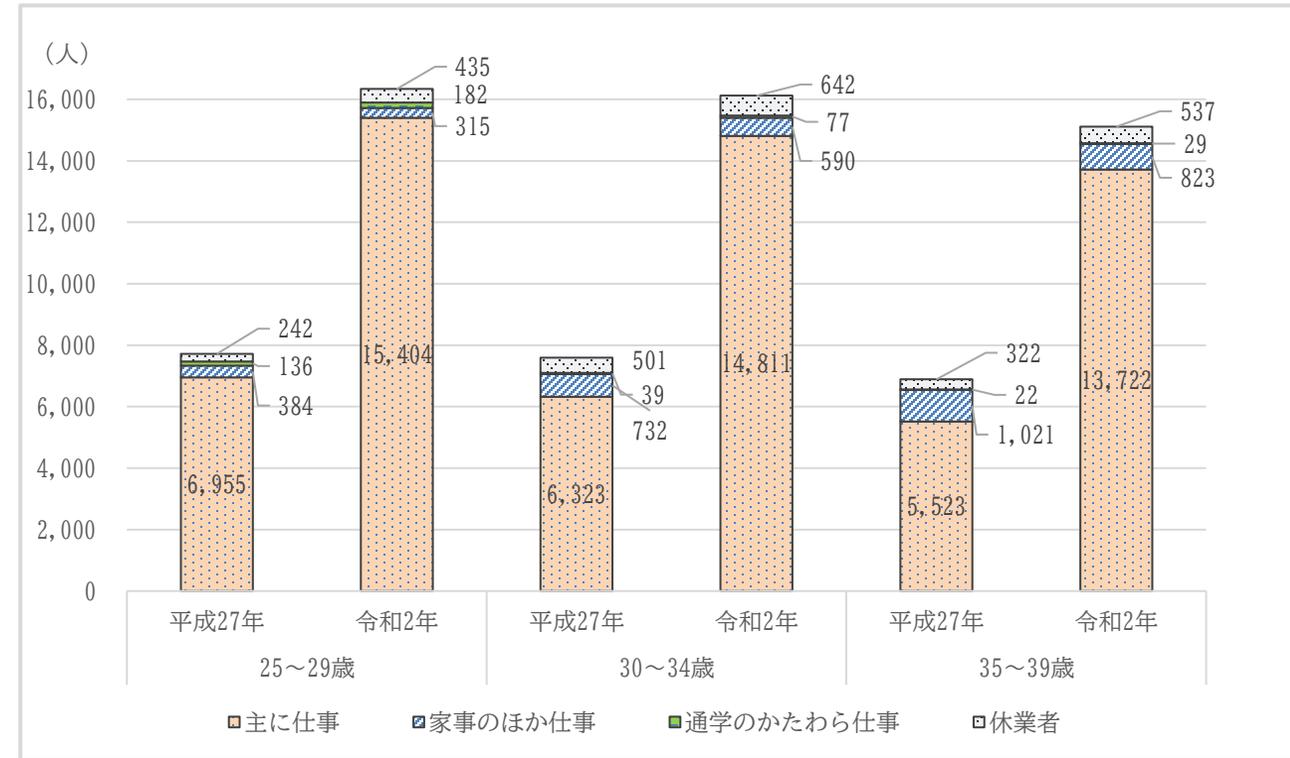
区における出生数と合計特殊出生率は、平成28年まで増加傾向でしたが、その後減少に転じています。令和2年に出生数、合計特殊出生率ともに若干増加しましたが、それ以降再び減少し、令和5年は大幅な減少となっています。



【出典：健康福祉部統計】

2 中野区の状況 (3) 区における女性の就業状況

区における25歳から39歳までの女性の就業状況を5歳ごとの年代別にみると、主に仕事をしている女性の数が、令和2年は平成27年と比べていずれの年代も増加しています。



【出典:国勢調査】

3 需要見込みと確保方策 (1) 子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援制度に基づく給付・事業体系図

子ども・子育て支援法に基づき、幼稚園や保育園などの教育・保育施設、利用者支援事業や放課後児童健全育成事業（学童クラブ）などの地域子ども・子育て支援事業について、現在の利用状況や今後の利用希望などを踏まえた「需要見込みと確保方策」を定め、必要なサービスを提供します。

1 子どものための教育・保育給付

◆施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 認可保育所

◆地域型保育給付

- 小規模保育事業
- 家庭的保育事業
- 居宅訪問型保育事業
- 事業所内保育事業

3 子育てのための施設等利用給付

幼稚園<新制度未移行>、認可外保育施設、預かり保育等の利用に係る支援

4 乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）

保育所等に通っていない子どもへの支援

2 地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 妊婦健康診査
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- 子育て短期支援事業
- 一時預かり事業
- 子育て援助活動支援事業
- 延長保育事業
- 病児・病後児保育事業
- 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）
- 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 子育て世帯訪問支援事業
- 児童育成支援拠点事業
- 親子関係形成支援事業
- 産後ケア事業
- 妊婦等包括相談支援事業
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

3 需要見込みと確保方策 (2) 教育・保育の需要見込みと確保方策

○1号認定（満3歳以上で幼稚園及び認定こども園を利用） (単位:人)

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要見込み	1,958	1,771	1,587	1,384	1,206
確保方策	3,535	3,325	3,325	3,325	3,325

○2号認定（満3歳以上で保育所及び認定こども園を利用） (単位:人)

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
需要見込み	3,956	3,989	4,003	3,933	3,887
確保方策	4,651	4,651	4,651	4,651	4,651

○3号認定（満3歳未満で保育所、認定こども園及び地域型保育事業を利用） (単位:人)

年度	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳	0歳	1歳	2歳
需要見込み	524	1,364	1,413	513	1,350	1,360	495	1,356	1,343	475	1,347	1,354	463	1,331	1,351
確保方策	742	1,364	1,495	742	1,364	1,495	742	1,364	1,495	742	1,364	1,495	742	1,364	1,495

<確保方策の考え方>

幼児期の教育・保育の需要に対する必要な定員の確保に向けて、地域ごとの需要に応じた私立認可保育所の整備、認可保育所等の柔軟な定員変更により、適正な定員を確保することで待機児童数ゼロを維持するとともに、施設の類型を変更する教育・保育施設を対象に必要な支援を行います。

3 需要見込みと確保方策 (3) 主な地域子ども・子育て支援事業

事業名	事業内容	単位	上段/需要見込み		下段(網掛箇所)/確保方策			
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
利用者支援事業	<p>子ども及びその保護者の身近な場所で幼稚園、保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行います。</p> <p>令和7年度以降は事業実施場所を拡充します。</p> <p>なお、中学校区に1箇所配置されている児童館9箇所については、全ての子育て世帯や子どもが、より身近に相談することのできる地域子育て相談機関として位置付けます。</p>	箇所	15	15	15	15	15	
		基本型(箇所)	10	10	10	10	10	
		基本型/子ども家庭センター型(箇所)	4	4	4	4	4	
		特定型	1	1	1	1	1	
		上記のうち、地域子育て相談機関の箇所数						
		地域子育て相談機関(箇所)	9	9	9	9	9	
地域子育て支援拠点事業(子育てひろば事業)	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言などの援助を行います。	人日	192,041	178,695	166,191	154,203	143,783	
		箇所	27	27	27	27	27	
妊婦健康診査	妊婦の健康保持・増進を図るため、妊婦に必要な健康診査を医療機関への委託により実施します。	妊娠届出者数(人)	2,496	2,453	2,411	2,369	2,328	
		健康診査等回数(件)	36,750	36,265	35,787	35,315	34,849	
		-	妊婦健康診査14回(多胎児を妊娠した方は14回に加え、さらに5回の19回)、超音波検査4回、子宮頸がん検診1回					

▶ 計画「第3節 需要見込みと確保方策」の内容を抜粋しています。

3 需要見込みと確保方策 (3) 主な地域子ども・子育て支援事業

事業名	事業内容	単位	上段/需要見込み		下段(網掛箇所)/確保方策		
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を実施します。	訪問相談(人日)	288	282	271	260	252
		-	養育支援が必要な家庭の把握				
子育て短期支援事業 (子どもショートステイ事業)	保護者が入院や出張・親族の看護、育児疲れなどにより一時的に子どもの養育ができない場合、または子どもが自ら希望した場合に、児童養護施設等において宿泊を伴う養育を行う事業です。	人日	1,364	2,179	2,658	3,075	3,075
			2,992	3,722	3,722	3,722	3,722
幼稚園における一時預かり事業	通常の教育時間の前後や長期休業時間中において、幼稚園の在園児を一時的に預かります。	人日	90,972	88,603	85,988	81,789	78,343
			90,972	88,603	85,988	81,789	78,343
一時保育、ファミリー・サポート (未就学児)、トワイライトステイ	保護者のリフレッシュや、就労、冠婚葬祭等の理由により家庭での保育が一時的に困難になった場合に、子どもを預かります。	人日	25,316	23,597	22,562	22,403	21,954
		一時保育(人日)	21,453	21,828	21,828	21,828	21,828
		ファミリー・サポート (未就学児)(人日)	3,964	3,964	3,964	3,964	3,964
		トワイライトステイ (人日)	293	293	293	293	293
ファミリー・サポート (就学児)	就学児童の預かりなどの援助が必要な方と、援助を行うことができる方との相互援助活動の連絡、調整を行います。	人日	878	878	878	878	878
			878	878	878	878	878
病児・病後児保育事業	病児(回復期に至っていない)、病後児(回復期にある)を一時的に預かることにより、子育てと就労の両立を支援します。	人日	3,527	3,523	3,525	3,497	3,485
		病児・病後児保育 (人日)	3,742	4,114	4,114	4,114	4,114
		ファミリー・サポート (病児対応)(人日)	144	144	144	144	144

▶ 計画「第3節 需要見込みと確保方策」の内容を抜粋しています。

3 需要見込みと確保方策 (3) 主な地域子ども・子育て支援事業

事業名	事業内容	単位	上段/需要見込み		下段(網掛箇所)/確保方策		
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
放課後児童健全育成事業 (学童クラブ)	保護者が就労等で放課後に適切な保護を受けられない児童が、安全・安心に過ごせるよう見守り、遊びや活動などを通じてすこやかに成長できるよう援助します。(高学年は、特別な支援が必要な児童を受け入れています。)	低学年	2,414	2,383	2,336	2,251	2,207
		高学年	18	18	18	18	18
		人	2,520	2,520	2,567	2,596	2,596
キッズ・プラザ事業	小学生がのびのびと学年を超えて交流し、豊かな体験ができる「放課後の子どもたちの安全・安心な遊び場」を提供します。	人日	400,764	400,764	458,016	486,642	486,642
		箇所	14	14	15	17	17
放課後子ども教室推進事業	放課後の子どもたちの安全ですこやかに育まれる環境づくりのため、放課後や週末などに地域・家庭・学校が一体となって文化活動やスポーツなどの活動を実施します。	人日	13,924	14,379	14,091	14,394	14,688
		箇所	19	20	20	21	22
子育て世帯訪問支援事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児家事等の養育能力を向上させるための支援を実施する事業です。	養育支援ヘルパー	1,200	1,600	2,000	2,400	2,800
		産前家事支援	180	177	173	170	168
		人回	2,604	2,600	2,889	2,884	3,173
親子関係形成支援事業	子どもと関わりや子育ての悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、保護者に対してグループワークやペアレント・トレーニングを実施するとともに、保護者同士が相互の悩みを共有、情報交換できる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。	家庭	20	20	20	40	40
		家庭	20	20	20	40	40

3 需要見込みと確保方策 (3) 主な地域子ども・子育て支援事業

事業名	事業内容	単位	上段/需要見込み		下段(網掛箇所)/確保方策		
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
産後ケア事業	産婦及び乳児を対象に、心身ケア、育児支援、その他必要な支援を行う事業を民間事業者(助産院・病院・クリニック等)に委託し、事業を実施しています。	人日	10,533	12,305	14,549	17,426	21,154
		ショートステイ(宿泊) (人日)	4,745	4,935	5,132	5,337	5,551
		デイケア(日帰り) (人日)	6,201	7,503	9,078	10,985	13,291
		アウトリーチ(助産師訪問) (人日)	1,139	1,663	2,427	3,544	5,174
妊婦等包括相談支援事業	妊産婦等を対象とし、出産後も含めて面接等を実施します。	回	7,488	7,359	7,233	7,107	6,984
		-	①実施体制…区職員、妊産婦相談支援事業従事者、訪問指導員(助産師、保健師、看護師) ②実施機関…各すこやか福祉センター				
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	保育所等に通っていない子どもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できるよう実施します。	人日	37	34	30	91	83
		0歳児	14	14	13	41	40
		1歳児	12	10	9	26	23
		2歳児	11	10	8	24	20

4 計画の推進

▶ 計画の推進体制

区は本計画に基づき適切に事業を実施し、全ての子どもと子育て家庭への支援充実を目指します。本計画は令和5年3月に策定した「中野区子ども総合計画」に包含された計画となっており、子ども総合計画の一部として、子ども総合計画に包含されている他の法定計画と一体的に施策を進めることで、子ども政策を総合的に推進していきます。

▶ 計画の点検・評価

区は、毎年度、各事業の実施状況や、成果指標の進捗状況等について、「中野区子ども・子育て会議」に意見を聴き、事業実績として取りまとめます。取りまとめた事業実績を踏まえ、取組の推進やPDCAサイクルに基づき改善を図ります。また、事業実績については区ホームページに掲載するなど、広く区民に公表します。

また、「中野区子ども・子育て会議」をはじめ、地域や関係機関等から意見を聴取し、子ども・子育て支援施策を実施してきました。今後も、子どもと子育て家庭の実情を踏まえて、各事業における手続の簡素化などを検討していきます。